



## 「徳島過疎地域持続的発展方針・後期方針（案）」について県民の皆さんの御意見を募集します。

徳島県では、過疎地域における持続的発展を総合的かつ計画的に推進するため、過疎対策の方針となる「徳島県過疎地域持続的発展方針」を策定しています。現行の「前期方針」は、令和7年度末で終了することから、今後5年間の新たな方針として、「後期方針」の策定を進めているところであり、この度、その「原案」を取りまとめました。

今後、より多くの皆さんの御意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい方針にしたいと考えています。ぜひ、あなたの御意見をお聞かせください。

### 1 御意見の募集期間

令和7年9月11日（木）～令和7年9月30日（火）（必着）

### 2 御意見の提出方法

御意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)



②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日を除く））

### 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 企画総務部 地域連携課 地域創生担当

電話：088-621-2099 FAX：088-621-2830

メールアドレス：chiikirenkeika@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名として御利用ください。

〒770-8570  
徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行  
(パブリックコメント)



## Q1 「徳島県過疎地域持続的発展方針」ってどんな方針？

本方針は、徳島県の過疎地域持続的発展対策の大綱であるとともに、県及び市町村の過疎地域持続的発展計画の指針となるものであり、令和3年4月1日施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき策定を進めています。過疎地域の自立に向けて、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むための指針となるものです。

今回お示しする後期方針（案）は、法で定める期間のうち、令和8年度から令和12年度までの「後期5年間」に関する方針となります。



## Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県過疎地域持続的発展方針・後期方針（案）」について、御意見や御提案をお寄せください。

( → 別添資料を参照してください。 )



## Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいた御意見は、方針の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては方針に反映します。さらに、御意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいた御意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、御意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんので御了承ください。